

## [ 事案 20-53 ] 入院給付金請求

- ・平成 20 年 11 月 19 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 9 月 30 日 裁定終了

### < 事案の概要 >

左拇指骨折により病院にて入院治療を受けたが、入院の必要性がないという理由で入院給付金が支払われなかったことを不服として申立てがあったもの。

### < 申立人の主張 >

平成 20 年 4 月、自宅で戸棚を移動中に誤って左手親指を戸棚に挟みケガをした。翌日、A 病院整形外科にて受診し左手拇指末節骨骨折、開放骨折および骨髄炎と診断された。その 3 日後、B 整形外科内科病院にて受診したところ、骨髄炎を放置すると親指切断になるとのことで同病院に即入院し、4 月 5 日から 5 月 21 日まで 47 日間入院治療を受けた。さらに、同月 21 日に点滴による薬剤性肝炎になり、C 病院で 21 日から 28 日の間入院治療を受け退院した。(申立人は C 病院退院後に B 病院に戻り 8 月 3 日まで再入院)。

C 病院退院後に、加入している 3 つの医療保険にもとづいて入院給付金を請求したところ、C 病院での入院については入院給付金が支払うが、B 病院での入院については、入院の必要性がないという理由で支払ってくれない。B 病院の医師の指示に従った入院であり、自分が好んで入院したわけでもなく、また意図的に事故を起こしたわけでもない。B 病院での入院に対する入院給付金(47 日分)を支払ってほしい。

### < 保険会社の主張 >

下記理由等により、申立人の入院給付金等請求にかかる入院は、約款上の入院(医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること)に該当しないため、申立人の請求に応ずることは出来ない。

- (1)申立人は 4 月 2 日に A 病院にて受診した際、入院適応と判断されず、1 日受診したのみで治療が終了している。
- (2)申立人が入院した B 病院における診断も、入院開始時において「左拇指開放骨折」、その後「アトピー性皮膚炎」、「両足白癬症」との診断であり、他に合併症や入院治療を必要とする傷病は認められなかった。
- (3)入院中の主な治療は、左拇指をシーネ固定して骨髄炎の防止を行ったにすぎず、診療録の記述も週 1 回から 2 回程度でしかない。また、日常動作についても左拇指が自由に動かないことを除いては通常通りと認められ、更に、入院期間中の外出が、入院日数 47 日中合計 17 日と頻度が高かった。

### < 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人の入院(B 病院における 4 月 5 日から 5 月 21 日までの 47 日間の入院)が、保険約款の入院給付金の支払要件である「入院」の規定に該当するか否かについて申立書、答弁書、医師の意見書等にもとづき、審理を行った。その結果、以下のような事実を総合すると、本件入院は、約款で定義する「入院」には当たらないと言わざるを得ないことから、本件申立ては認められないと判断し、生命保険相談所規程第 44 条にもとづいて裁定書をもってその理由を明らかにし、裁定手続きを終了した。

- (1)申立人は、B 病院での入院に先立ち、4 月 2 日に A 病院にて受診した際、「入院適応」と判断されず、1 日受診したのみで治療が終了している。
- (2)看護記録によれば、申立人は、入院当日(4 月 5 日)から 7 時間近い外出をしており、

その後も入院期間中頻繁に外出・外泊を繰り返している。

- (3)入院期間中の治療内容は、シーネ固定処置、点滴(抗菌薬)、経口薬の服用等であるが、前述のとおり、申立人は入院当日を含め頻繁に外出・外泊を繰り返しており、これらの治療は特に入院して行わなければならないものとはまでは考えられない。